

## 本校生の心得

### (1) 通学について

- ① 交通ルールを守り、通学路を利用する。
- ② 電車、バスを利用する生徒は、友人を介しての割り込み乗車や、大声での会話など、他の乗客に迷惑をかけない。座席を譲るなど、模範となるマナー行動を心がける。
- ③ 本校では**3ない運動**（免許を取らない、乗らない・同乗もしない、買わない）を推進しており、**単車、自動車の免許取得は全面的に禁止**している。
- ④ 自転車通学は許可制である。
  - 次の地域は原則として禁止している。  
神陵台2、8、9丁目、大津和1、2、3丁目、池上1、2、3丁目、長坂、有瀬1～499番地  
(自転車置き場に余裕がある場合は、学校からの距離が1.0km以上であれば許可する)
  - 上記地域外、または、伊川谷駅から学校までの自転車通学を希望する者は必ず申請し、登録証（ナンバーシール）の交付を受ける。その際、100円を徴収する。（電動アシスト自転車は150円）ただし、希望者が多いときは自転車置き場に制限があるので認められないこともある。
  - 次の自転車は許可しない。  
マウンテンバイク、折りたたみ自転車、変形ハンドルの自転車、泥除けのない自転車、防犯登録されていない自転車、施錠できない自転車、ライトがつかない自転車、ハブステップ（2人乗り用のバー）を装着した自転車

### (2) 校内生活について

- ① 登校・始業をはじめ、時間に余裕を持った生活習慣を身につける。
- ② ゴミは持ち帰りを原則とし、分別の徹底と校内の環境美化に日頃から留意する。
- ③ 貴重品の管理は個人で責任を持ち、大金を持ってこない。万が一、盗難の被害に遭ったときには、HR担任、関係職員に届け出て所定の手続きをする。紛失、拾得の場合も同様。
- ④ 教室や校具を使用するときは、関係職員に届け、所定の手続きをする。
- ⑤ 校具、その他の公共物を使用するときは、破損したり汚損したりしないよう丁寧におこなう。万一紛失したり、破損したりしたときはHR担任、関係職員に届け出て、所定の手続きをする。状況により弁償してもらうこともある。
- ⑥ 学割が必要な旅行をする場合は、HR担任に「旅行届」を提出する。
- ⑦ アルバイトは原則として認めない。経済的な事情などでやむをえず行う場合は保護者、生徒の連名で所定の手続きをする。（許可制）
- ⑧ 通信機器（タブレット端末等）やゲーム類の校内持ち込みは禁止する。ただし、携帯電話・スマートフォンにおいては、**電源をOFFの状態にしてカバンの中に入れておく**ことで持ち込みを認める。また、学校が留守番電話に切り替わる**16:50以降**は、使用することができる。校内での自己管理を徹底すること。
- ⑨ ロッカーについて
  - 生徒昇降口に下足ロッカーを備えつけているので、丁寧に使用する。
  - 教室に芸術教科の用品と、体育時運動服の保管場所として、ロッカーを備え付けている。2人で1ボックスの利用になるので、譲りあって使用する。破損及びケガ防止のため、扉は必ず閉めておく。
- ⑩ 校内食堂、自動販売機の利用について
  - 体育館1階の食堂の利用は昼食時のみで、セルフサービスである。食器を所定の

場所に返却し、マナーを守って利用する。食器等を教室への持ち込みは禁止とする。(コロッケなどの**食べ歩きは厳禁**とする。)

- 食堂外の横側にジュース等の自動販売機を設置しているが、所定の場所で飲み、ペットボトル・空き缶・紙パック(燃えるごみ)は各自で回収用ゴミ箱に分別して入れる。(ジュース類の**飲み歩きは厳禁**とする。)

### (3) 服装について

通学時、学校行事および対外行事に参加するときは本校指定の制服を着用する。故意の変形や無用の装飾は一切禁止する。制服は次のとおりである。

	男 子	女 子
冬 服	ブレザー、長袖カッターシャツ、ネクタイ、ズボン *学年章は左襟につける。	ブレザー、長袖ブラウス、リボン・ネクタイ、スカート・ズボン *学年章は左襟につける。
夏 服	半袖、又は長袖カッターシャツ(ネクタイ可)、ズボン	半袖、又は長袖ブラウス(リボン・ネクタイ可)、スカート・ズボン
着 用 期 間	11月～4月 : 冬服 5月～10月 : 冬服、夏服の規定を守り、自分の体調に合わせて着用する。	
防寒具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーター類：華美でない単色・無地のデザインでネクタイが見えること。 防寒着のため、必ず<b>ブレザーの下</b>に着用すること。 (上着なしのセーター類だけは禁止)</li> <li>・コート：色・型の規定は特にないが、華美にならないようにし、必ず<b>ブレザーの上</b>に着用する。 ※グラウンド・ベンチコート類、ジャンパー類は禁止する。</li> <li>・手袋、マフラー：華美でないものを着用する。 *着用期間は11月～4月とし、コート・手袋・マフラーは室内で着用してはならない。</li> </ul>	
注 意	インナーの色は華美でない単色とし、ハイネック等の着用は禁止する。 シャツの裾はズボン、スカートの中にきちんと入れる。	

#### ア 頭髪について

- ・男女とも頭髪は清楚で品位ある端正な髪型を心がけることとし、奇抜な髪形(一部のみ短く刈るなど)、パーマ・カール、髪の色・染色などの元からある自分自身の髪の色を加工する行為は、すべて禁止する。
- ・リボン等の飾りはつけてはならない。
- ・頭髪を束ねる場合、華美でない単色のゴムまたはヘアピンを使用する。

#### イ ストッキング、ソックスについて

- ・ストッキングは肌色・黒色の無地とし、ソックスは男女とも白、黒、濃紺の無地、単色とする。但し、ワンポイントは可。

#### ウ 装飾品について(違反があった場合は、卒業まで預かる)

- ・ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、指輪等は禁止する。
- ・化粧(色つきのリップクリームも含む)、アイプチ、マニキュア、エクステ、まつ毛エクステ等は禁止する。
- ・ディファイン・カラーコンタクトの着用は禁止する。

#### エ 登下校時の靴とカバンは、自由とする。(高校生らしい物で)

#### オ 校舎内では所定の上履、体育館では体育館シューズを用いる。

#### カ 体育時の服装は指定の体操服とランニングシューズ・体育館シューズを使用する。

#### キ 病気その他の事由で規定以外のものを用いる場合は、HR担任に届け出て、異装許可を受ける。